

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十八年一月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
特定非営利 活動法人す くすく	奈良市青山八丁 目一〇四番地	すくすく	奈良市青山八 丁目一〇四番 地	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 八年一月 一日
有限会社彩	生駒市萩の台三 丁目九番一三号	ひまわり	生駒市東松ケ 丘五―一三	放課後等デ イサービス	平成二十 八年一月 一日
特定非営利 活動法人S oleil	奈良市疋田町四 丁目一五三番地 の三	放課後等デ イサービス あさひ	磯城郡川西町 大字吐田八六 一番五	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 八年一月 一日
株式会社R Cカンパニ ー	葛城市太田八七 〇番地	ぱどま	葛城市太田八 七〇番地	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 八年一月 一日
株式会社四 清会	天理市川原城町 六五五 大杉ビ ル二階	にじいろリ ハビリテー ションセン	天理市川原城 町六五五 大 杉ビル二階	児童発達支 援 放課後等デ	平成二十 八年一月 一日

ター

イ
サ
ー
ビ
ス